

# 「第3期鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」（改訂の方向性）のパブリックコメントの実施結果等について

令和元年12月18日  
家庭支援課

「第3期鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画」（改訂の方向性）について、パブリックコメントを実施したので、その結果を報告します。

## 1 実施結果

- (1) 意見募集期間 令和元年10月15日（火）から11月11日（月）まで
- (2) 周知方法
  - ・ホームページへの掲載
  - ・新聞広告の掲載
  - ・県民参画協働課、各総合事務所、市町村窓口等におけるチラシの配架
- (3) 意見受付件数 6件（1名）

## 2 主な意見と対応方針

主な意見	対応方針
子ども食堂での学習支援、無料の学習塾の設置などにより子どもが教育を受ける機会の充実が必要。	地域における子どもの学習支援や放課後・土曜日における教育活動等の取組を推進する。【盛り込み済み】
子ども食堂の支援を行い、充実させてはどうか。	子ども食堂を含めた子どもの居場所づくりへの支援についての記載を追加する。
安定的な収入を得るために、職業能力向上のための訓練や効果的な就業あっせんなどの就業支援が必要。	資格取得に対して給付金を支給するなどにより資格や技能の取得を促進する。また、母子父子自立支援員が、ひとり親家庭等の個々の状況やニーズを把握し、就業に関する助言やハローワークと連携した就業支援を行う。【盛り込み済み】
子育てと仕事の両立を実現させることが必要。	延長保育や休日保育、病児・病後児保育など、様々な保育サービスの実施を促進する。また、ひとり親の雇用についての事業主の理解を深めるとともに、ハローワーク等の紹介によりひとり親を継続して雇用する事業主に対して支給される助成金についての周知を行う。【盛り込み済み】
企業に給与を向上してもらいように働きかけてはどうか。	給与の額は各事業主により労働内容等も踏まえて決められるものであり、企業に対してひとり親の給与向上を働きかけることは適切でないと考え。より条件のよい就業につなげていくための資格取得や職業訓練の受講を支援する。【盛り込み済み】
養育費が不払いになれば貧困に陥ってしまう。不払いを解消させることが必要で、養育費の支払いを義務づけて強制的に支払らわせたり、不払いの場合は裁判を起こすべきである。	養育費不払い時に財産差押え等の強制執行をするためには、養育費の支払いに関する合意が債務名義化（裁判所の判決や調停、公正証書等）されている必要がある。現状では、養育費に関する債務名義化された合意の取り決め率が低いため、債務名義化（裁判所の判決や調停、公正証書等）の推進について記載を追加する。

## 2 今後の予定

- 令和元年12月下旬 パブリックコメント及び関係機関等の意見を踏まえた最終改訂案の作成
- 〃 第3回鳥取県ひとり親家庭等自立促進計画改訂検討会での意見聴取
- 令和2年1月中旬 鳥取県社会福祉審議会児童福祉分科会にて最終改訂案の審議
- 令和2年2月 計画の改訂及び公表